

議案第28号

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成30年3月31日をもって、石岡市立東幼稚園を廃園するため。

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例

石岡市学校設置条例（平成17年石岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園，小学校及び中学校」を「小学校及び中学校」に改める。
別表石岡市立東幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。
（石岡市立幼稚園授業料等徴収条例の廃止）
- 2 石岡市立幼稚園授業料等徴収条例（平成19年石岡市条例第19号）は，廃止する。
（石岡市立幼稚園授業料等徴収条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例による廃止前の石岡市立幼稚園授業料等徴収条例の規定により徴収する授業料については，なお従前の例による。
（石岡市立学校の校長及び教員の兼務に対する給与支給条例の一部改正）
- 4 石岡市立学校の校長及び教員の兼務に対する給与支給条例（平成17年石岡市条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表幼稚園長の項を削る。